

総務委員会資料

請願の審査

【請願第37号関係】

(1) 請願第37号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める請願

資料 1 「所得税法（抜粋）」

資料 2 「事業専従者がいる場合の事業主の所得の計算方法」

資料 3 「国連女子差別撤廃委員会の概要・勧告」

別添資料 「国税庁作成パンフレット（はじめてみませんか？青色申告！）」

平成29年8月24日

財政局

所得税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十三号）（抜粋）

（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）

第五十六条 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、その親族が支払を受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額は、当該各種所得の金額の計算上ないものとみなす。

（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

第五十七条 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「青色事業専従者」という。）が当該事業から次項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況その他の政令で定める状況に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その居住者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

2 略

3 居住者（第一項に規定する居住者を除く。）と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む前条に規定する事業に従事するもの（以下この条において「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円

二 その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）を当該事業に係る事業専従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

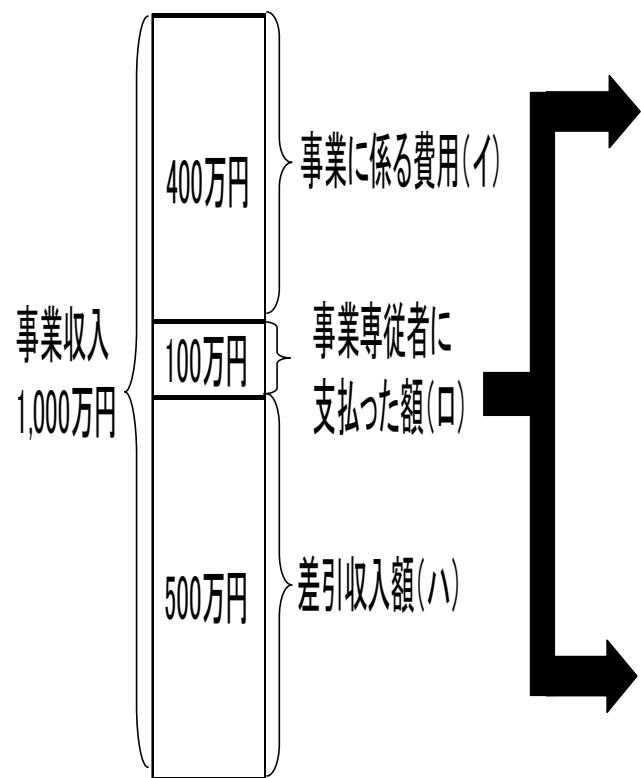
4 前項の規定の適用があつた場合には、各事業専従者につき同項の規定により必要経費とみなされた金額は、当該各事業専従者の当該年分の各種所得の金額の計算については、当該各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

以下略

資料 2

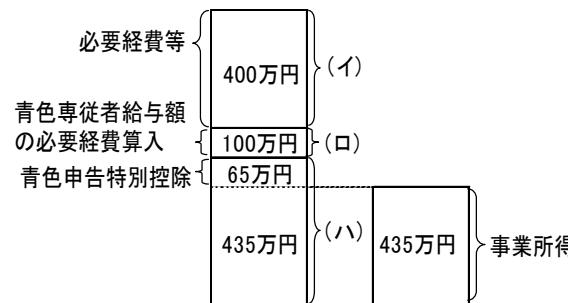
事業専従者がいる場合の事業主の所得の計算方法

(事業収入金額 1,000 万円、事業主及び事業専従者 1名（配偶者）の計算例)



○ 青色申告の場合の所得の計算（単位：万円）

$$1,000 \text{ (事業収入)} - 400 \text{ (必要経費等)} - 100 \text{ (青色専従者給与額の必要経費算入)} \\ - 65 \text{ (青色申告特別控除)} = 435 \text{ (事業所得)}$$



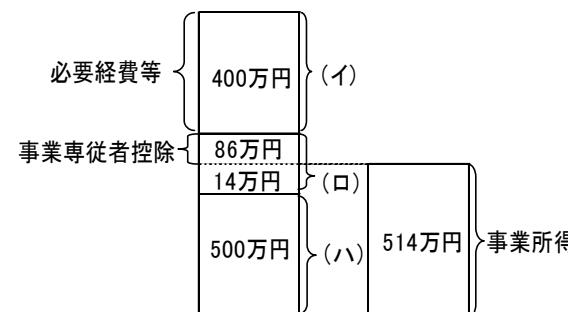
所得金額・・・435 万円

(参考) 税額計算上の特典

- ・青色専従者給与額の必要経費算入
- ・青色申告特別控除
(65万円又は10万円)
- ・純損失の繰越しと繰戻しなど

○ 白色申告の場合の所得の計算（単位：万円）

$$1,000 \text{ (事業収入)} - 400 \text{ (必要経費等)} - 86 \text{ (事業専従者控除)} = 514 \text{ (事業所得)}$$



所得金額・・・514 万円

(参考) 税額計算上の特典

- ・事業専従者控除（86万円など）

国連女子差別撤廃委員会の概要・勧告

1 国連女子差別撤廃委員会の概要（内閣府男女共同参画局ホームページより）

(1) 設立

女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置。

(2) 機能

- ・毎年会合を開き、締約国が提出する報告（同条約の履行のために取った立法上、司法上、行政上の措置等に関するもの）を検討すること（会合は年3回開催（2、7、10月頃）、於：ジュネーブの国連欧州本部）。
- ・委員会の活動を経済社会理事会を通じて国連総会に報告すること。
- ・締約国から得た情報及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うこと。

(3) 構成

- ・締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する23人の個人資格の専門家により構成。

2 第63回国連女子差別撤廃委員会における日本政府への勧告（平成28年3月）（内閣府ホームページ掲載「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」より）

一部抜粋

女子差別撤廃委員会 日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解

C. 主要な関心事項及び勧告

農山漁村女性

42. 委員会は、締約国が2015年に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定したことに留意する。委員会は、しかしながら、農山漁村女性の意思決定への参画、特に政策形成への参画が少ないと、及び所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念する。

43. 委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する。

※ エンパワーメント：力を付けること、権限付与・移譲